

性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅です（フラット35S（金利Aプラン）の適用は、竣工年月日が平成28年4月1日以後の住宅に限ります）。

1 認定基準の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

<平成28年4月1日以後に建築された住宅に限る>

建築物省エネ法^{※1}に規定するエネルギー消費性能に係る誘導基準^{※2}を満たすこと

+

建築物省エネ法^{※1}に規定する熱性能基準^{※3}（外皮〔外壁、窓等〕の熱性能）を満たすこと

※1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）

※2 一次エネルギー消費量等級5と同程度

※3 断熱等性能等級4と同程度

2 性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）に関する参考情報

- ・ 建築物省エネ法について（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html
- ・ 一次エネルギー消費量計算プログラムおよび基準の解説について（国立研究開発法人建築研究所）
<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>

○技術基準への適合を確認する手続について

性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）への適合については、所管行政庁から交付される性能向上計画認定住宅であることを証する「認定通知書」の写しを検査機関にご提出いただくことにより確認します。